平成２３年（フ）第２０３号
神戸市灘区弓木町３丁目３番21―405号
債務者　杉岡太一郎
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目26番地、住民票上の住所兵庫県姫路市御立中７丁目８番47号
債務者　大井　健司
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成23年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市古海635番地52、旧住所鳥取県鳥取市東今在家55番地62
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
大分県由布市挾間町朴木199番地１
債務者　川野　友義
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87　県営住宅14棟303号
債務者　岸上　育代
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷391番地４
債務者　亀本　　忠
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地１―１棟503
債務者　志田　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
函館市桔梗４丁目16番18　フィールドビレッジ202号
債務者　川上　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
秋田県横手市台所町９番２号　セゾン美入野Ａ―１
債務者　福田　信彦
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第８０号
名古屋市港区福田１丁目701番地
債務者　野原　克則
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９５号
名古屋市守山区村合町９番地　西城ハウス102号
債務者　大谷　永子（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６７号
さいたま市北区日進町２丁目1773番地５　第二不動コーポＢ棟102号
債務者　山岸　秀夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
さいたま市緑区東浦和７丁目７番地７　Ｂ―205
債務者　神坂　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
埼玉県戸田市新曽南２丁目15番34―101号
債務者　イトウ　エバンジェリ　エストラーダ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
さいたま市南区根岸４丁目５番14号　エムケイハイム101号室
債務者　鈴木　賢一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係